

平成15年11月27日

認可

改正 平成30年7月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 甲南大学大学院学則に基づき、専門職学位課程として甲南大学専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）を置く。

2 専門職大学院については本規則で定める。

(自己評価等)

第2条 専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 専門職大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第2条の2 専門職大学院は、専門職大学院における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

(専門職学位課程)

第3条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は一年以上2年未満の期間とする。ただし、1年以上2年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。

(標準修業年限の特例)

第4条 前条の規定に関わらず専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

(法曹養成課程の標準修業年限の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず専ら法曹を養成する課程の標準修業年限は、3年とする。

第2章 教育研究上の基本組織

(研究科・専攻)

第6条 専門職大学院に次の研究科・専攻を置く。

研究科	専攻
法学研究科	法務専攻

2 専門職大学院の研究科に関する規則は、専門職大学院規則に規定するもののほかは別に定める。

第3章 教員組織

(教員組織)

第7条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第8条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める必要数以上置くものとする。

- (1) 専攻分野について、教育上及び研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項の専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を相当数置くものとする。

3 採用及び昇任に関する規程は、別に定める。

第4章 運営組織

(専門職大学院委員会)

第9条 専門職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専門職大学院委員会を置く。

2 専門職大学院委員会は、次の者をもつて組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 専門職大学院の研究科長
- (4) 専門職大学院の研究科から選出された専任教員3名

3 専門職大学院委員会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

第10条 専門職大学院委員会は、専門職大学院に関する次の事項を審議する。

- (1) 入学及び修了の認定

- (2) 学位の授与
- (3) 学生の賞罰
- (4) その他専門職大学院の重要事項
(研究科教授会)

第11条 専門職大学院の研究科に当該研究科の管理運営に関する事項を審議するため、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会に関する規程は、別に定める。
(研究科長)

第12条 専門職大学院の研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長候補者の選出等に関する規程は、別に定める。

第5章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第13条 学年・学期及び休業日については、甲南大学学則（以下「学則」という。）の規定を準用する。

第6章 教育方法等

(教育課程)

第14条 専門職大学院は、その目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

- 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第14条の2 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。構成員については、学長が、当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第100条ただし書に規定する組織を含む。以下、同様とする。）の長（以下、専門職大学院研究科長とする。）と協議の上、指名する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第3号に掲げる者を置かないことができる。

(1) 当該専門職大学院に置かれる研究科の教員その他の職員

(2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体

のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

第15条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(授業科目、単位数、単位の認定等)

第16条 専門職大学院の授業科目、単位数、単位の認定等に関する事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第17条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定にあつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第18条 専門職大学院は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第19条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、専門職大学院に入学した後の専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合

を除き、専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第21条 専門職大学院は、専門職大学院の授業の内容及び方法改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第7章 課程の修了要件、修了認定及び学位授与

(専門職学位課程の修了要件)

第22条 専門職学位課程の修了要件は、専門職大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、専門職大学院が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第23条 専門職大学院は、第20条第1項の規定により専門職大学院に入学する前に修得した単位を専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により専門職大学院の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、専門職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修了認定)

第24条 専門職大学院の修了は、当該修了要件を満たした者について、当該研究科教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が認定する。

(学位の授与)

第25条 専門職大学院を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 学位の名称は、次のとおりとする。

法学研究科 法務専攻 法務博士(専門職)

3 専門職学位の授与に関する規程は、別に定める。

第8章 入学の時期・資格・選抜・手続・許可等

(入学の時期・資格・選抜・手続・許可等)

第26条 専門職大学院の入学の時期・資格・選抜・手続・許可等に関する事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第27条 専門職大学院の学生以外の者で、専門職大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、科目等履修生として許可し、単位を授与することができる。

(研究生)

第28条 専門職大学院で特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、研究生として許可することができる。

(聴講生)

第29条 専門職大学院において、特定の授業科目等を聴講しようとする者があるときは、教育に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、聴講生として許可することができる。

(特別聴講学生)

第30条 他の大学の専門職大学院の学生で、専門職大学院の授業科目を履修しようとする者があるときは、専門職大学院と他の大学の専門職大学院との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として許可することができる。

(研修生)

第30条の2 専門職大学院を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要な能力をさらに養うため、引き続き専門職大学院の教員の指導のもとで研修を希望する者（以下「研修生」という。）があるときは、教育に支障のない場合に限り、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、学長は、研修生として許可することができる。

(外国人留学生)

第31条 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める留学という在留資格の取得を必要とする者が、専門職大学院において教育を受ける目的をもって入国し、専門職大学院に入学を志願する者があるときは、専門職大学院の研究科教授会が選考の上、専門職大学院委員会の審議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、専門職大学院の定める定員には含まないものとする。

(研究生等に関するその他の事項)

第32条 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 入学検定料、入学金、授業料、在籍料、復籍料及び研修料

(入学検定料、入学金、授業料、在籍料、復籍料及び研修料)

第33条 専門職大学院の入学検定料、入学金、授業料、在籍料、復籍料及び研修料に関する事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第34条 表彰及び懲戒については、学則及び法科大学院規則の規定を準用する。

第12章 補則

(学則の読替)

第35条 専門職大学院規則中で、学則の規定を準用する場合は、「合同教授会」とあるのを「専門職大学院委員会」と、「本大学」とあるのを「本専門職大学院」と読み替える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。